

- 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮にかかる各種調査 (SATREPS の環境社会配慮にかかる業務経験があればなお望ましい)
対象国・地域又は類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（インドネシア）は、現在、2.7 億人の人口（世界第 4 位）を抱え、2055 年まで生産年齢人口が増加する。また、石油や石炭などの化石燃料資源が豊富であり、これら資源に依存して経済を発展させてきた。しかし、6%超あった経済成長率が近年は 5%程度に低下し、資源に依存した成長に陰りが見えている。今後の持続的発展には、豊富な人口を活かした新産業と付加価値の創出（2045 年に名目 GDP7 兆ドルを目標）が求められており、資源依存産業からの脱却が中期国家開発計画（2020-2024 年）における今後 5 年間の優先項目の 1 つとなっている。

インドネシア政府は、2060 年に温室効果ガス排出ゼロを達成する目標を掲げている（エネルギー・鉱物資源庁が 2060 年までのロードマップを作成）。国家

電力計画案（2021-2030年）によれば、2030年までに再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）割合48%以上を目指しており、大規模な再エネ導入に迫られている。一方、現状のエネルギーミックスは半分以上が石炭火力であり、石炭火力の低炭素化・脱炭素化が求められる。

また、インドネシアでは栄養不良による飢餓と肥満（栄養不良の二重負荷）が深刻である。栄養不良の二重負荷とは、貧困により安価で満腹感の得やすい高カロリーで貧栄養な食事に偏ることで、コミュニティや家庭内で過体重と低栄養が同時発生する現象を指す。そのため、栄養不良を解消しヘルスケアに貢献する新産業が求められている。

上述の通り、インドネシアでは脱炭素と栄養不良の解消に貢献する新産業が求められていることを背景に、地球規模課題に対応する科学技術協力（SATREPS）*案件として要請された。

*SATREPS（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）：環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等をはじめとする地球規模課題に関し、開発途上国に自立的な対応能力を付与しつつ、これらの課題を克服するための国際協力の必要性の高まりを背景に、日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究を実施し課題解決を進めるとともに、開発途上国の大学・研究機関等の研究水準の向上と総合的な対処能力の強化を行うことが求められ、平成20年度から技術協力事業の枠組みで開始。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

なお、本業務従事者は詳細計画策定調査団及び別途契約される「評価分析」担当団員による調査全体のとりまとめに協力する。

（1）国内準備期間（2022年9月上旬～2022年9月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、調査計画・方針案・現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 相手国関係機関の調査対象者リスト案及び調査方法（質問票のみ、質問票とヒアリングのセット等）を提案するとともに、質問票（案）（英文）を作成し、配布・回収する。可能な限り、ヒアリング前までに回答を受領し、十分に事前分析・抽出できるように配布及び回収時期・方法を工夫すること。
- ③ 本案件に対する環境影響評価書（Environmental Impact Assessment, EIA）

の入手

- ④ JICA 環境ガイドラインの理解と、本案件のカテゴリ分類にかかる確認、分析
- ⑤ 詳細計画策定調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022 年 9 月中旬～2022 年 9 月下旬)

- ① JICA インドネシア事務所との打合せ、インドネシア側関係機関との協議に参加し、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ② 担当分野に係る下記事項の情報・資料を収集し、対象国における当該分野の現状を把握・整理し、課題の分析と課題に対する対処方法を検討する。
 - (ア)石炭火力発電所へのバイオマス燃料混焼にかかる政府・実証機保有企業の政策・法令・計画等
 - (イ)上記の実証試験実施時の環境・社会への影響 (CO2 排出量や、水素を混焼することによって発生する有害物質や騒音の有無等)
 - (ウ)環境影響評価書の入手 (国内準備期間で入手できない場合) と、当該レポート記載の環境影響項目や緩和策
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、本案件の環境カテゴリにかかる確認・分析に必要な情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2019 年 11 月)」に基づくこととする。また、相手国等 (関係官庁・機関) と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- ⑤ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - (ア)ベースとなる環境社会の状況の確認 (汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済 社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

- (イ)相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - i. 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ii. 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - iii. 関係機関の役割
- (ウ)スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法 について決定すること）の実施
- (エ)影響の予測
- (オ)影響の評価及び代替案の比較検討
- (カ)緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- (キ)環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- (ク)予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ)ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（ICA 環境社会配慮ガイドラインを参照し、実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。）
- (コ)プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO₂ 換算トン以上の場合 供用段階における排出量推計

- ⑥ 各ヒアリング議事録作成
- ⑦ 国内準備および上記で得られた結果をもとに、必要に応じて環境カテゴリ変更（案）（和文）の取り纏めに協力する

(3) 帰国後整理期間（2022年10月上旬～2022年10月中旬）

- ① 事業事前評価表（案・和文）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 調査団員とも協議の上、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案・和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(3) 業務完了報告書（和文3部）

2022年10月14日(金)までに提出。

次の①～②電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 9 月 17 日～10 月 1 日を予定しています。
（日程は状況により変動する可能性あり）
JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
 - エ) 研究者代表（理化学研究所）
 - オ) 環境社会配慮（本コンサルタント）
 - カ) オブザーバー（JST 研究主幹）
 - キ) オブザーバー（JST）
 - ③ 便宜供与内容
JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 2022 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について
[2022 年度「地球規模課題対応国際科学技術協力 \(SATREPS\)」新規採択案件の決定について | 2022 年度 | ニュースリリース | ニュース - JICA](#)
 - ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン
[guideline_202201_j.pdf \(jica.go.jp\)](#)
 - ② 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ - ・ 要請書
 - ・ 環境社会配慮 カテゴリ B1 報告書執筆要領 (2019 年 11 月)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上